

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 11 月 1 日（金）第 563 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                           |            |   |
|---------------------------|------------|---|
| ○さつま地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 | （漁港漁場課取扱い） | 1 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更           | （農地整備課取扱い） | 1 |
| ○土砂災害警戒区域の指定の解除           | （砂防課取扱い）   | 2 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定の解除         | （砂防課取扱い）   | 2 |
| ○土砂災害警戒区域の指定              | （砂防課取扱い）   | 2 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定            | （砂防課取扱い）   | 2 |
| ○令和 6 年度自衛官の募集            | （危機管理課取扱い） | 3 |

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- |                      |              |   |
|----------------------|--------------|---|
| ○直接請求の連署に必要な有権者の数（※） | （選挙管理委員会取扱い） | 3 |
| ○政治団体の名称等の公表         | （選挙管理委員会取扱い） | 4 |

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 746 号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定によりさつま地区特定漁港漁場整備事業計画（令和 4 年 9 月 2 日鹿児島県公報第342号）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 1 縦覧期間

令和 6 年 11 月 1 日から同月 20 日まで

## 2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課，鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課，南薩地域振興局農林水産部林務水産課及び北薩地域振興局農林水産部林務水産課出水市駐在機関

## 鹿 児 島 県 告 示 第 747 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（シラス）（旧：県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止）））（農業用排水施設整備）西中沖地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧期間

令和 6 年 11 月 5 日から同年 12 月 2 日まで

3 縦覧場所

大崎町役場農林振興課

**鹿児島県告示第 748 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・田上八丁目 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第 749 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 8 項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・田上八丁目 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第 750 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・田上八丁目 2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第 751 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・田上八丁目 2

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

## 鹿児島県告示第752号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条,第117条第1項及び第118条の規定により,令和6年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和6年11月1日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目  
自衛官候補生
- 2 募集期間  
令和6年11月5日から同月28日まで
- 3 試験期日
  - (1) 筆記試験(WE B 試験)  
令和6年12月2日から同月7日まで
  - (2) 口述試験及び身体検査  
令和6年12月7日
- 4 応募資格
  - (1) 採用予定月の1日現在,18歳以上33歳未満の者
  - (2) 32歳の者は,採用予定月の末日現在において,33歳に達していない者
- 5 試験場

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目4番14号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49
(予備:陸上自衛隊川内駐屯地)	薩摩川内市冷水町字上床539番地2

- 6 その他  
詳細については,自衛隊鹿児島地方協力本部募集課(電話番号099-253-8920)に問い合わせること。

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は,それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,令和6年9月27日鹿児島県選挙管理委員会告示第43号(直接請求の連署に必要な有権者の数)は,廃止する。

令和6年11月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦課徴収並びに分担金,使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,086

地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	263,035
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区 148,918
	鹿屋市・垂水市区 30,536
	枕崎市区 5,408
	阿久根市・出水郡区 7,882
	出水市区 14,115
	指宿市区 10,556
	西之表市・熊毛郡区 10,786
	薩摩川内市区 25,228
	日置市区 12,866
	曾於市区 9,231
	霧島市・始良郡区 36,304
	いちき串木野市区 7,358
	南さつま市区 8,874
	志布志市・曾於郡区 11,246
	奄美市区 12,965
	南九州市区 8,972
伊佐市区 6,579	
始良市区 21,332	
薩摩郡区 5,328	
肝属郡区 9,209	
大島郡区 15,490	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	263,035
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体, 法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体, 法第

17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 6 年 11 月 1 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県奄美市区第二支部	松山 さおり	三浦 妙美	奄美市名瀬港町17-2川村ビル1階	○	令和6年9月13日
自由民主党鹿児島県鹿屋市・垂水市区第二支部	角野 毅	松下 祐輔	垂水市松原町21	○	令和6年9月13日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
榊藤光後援会	榊 しず子	榊 敏典	大島郡瀬戸内町古仁屋1283-224	令和6年9月6日
はまがみ幸十後援会	濱上 幸十	中島 敏孝	西之表市住吉1591-1	令和6年9月13日
持留忠義後援会	抜木 正人	持留 まち子	志布志市有明町野神4409-2	令和6年9月2日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県ときわ会支部	長井 敏郎	主たる事務所の所在地	鹿児島市武一丁目2番10号JR鹿児島中央ビル4F(株)JR鹿児島シティ内	鹿児島市中央町1番地1株株式会社JR鹿児島シティ内	令和6年6月21日
		代表者の氏名	長井 敏郎	益満 常男	
		会計責任者の氏名	福ヶ野 毅	長井 敏郎	
自由民主党加世田支部	古木 健一	会計責任者の氏名	新澤 やつ子	井上 正英	令和5年1月10日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	-------	------	---	---	-------

鹿児島県社会福祉政治連盟	松村 武久	会計責任者の氏名	吉見 昭文	田崎 寛二	令和 6 年 8 月 19 日
共和党	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
下鶴隆央後援会	和田 拓郎	代表者の氏名	和田 拓郎	上野 宏美	令和 6 年 9 月 9 日
特別議会	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別機関	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別共和党	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別軍	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別検察庁	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別裁判所	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別組織	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
特別内閣	大崎 貴之	主たる事務所の所在地	垂水市二川 517番 1	霧島市隼人町 真孝151-6	令和 6 年 3 月 21 日
富吉雄二後援会	今吉 裕幸	代表者の氏名	今吉 裕幸	迫 和隆	令和 6 年 9 月 3 日
中島くらと後援会	中島 藏人	代表者の氏名	中島 藏人	山下 徹	令和 6 年 8 月 31 日
枕崎市医師連盟	尾辻 和彦	会計責任者の氏名	小原 壮一	国見 聡宏	令和 6 年 9 月 1 日
森永やす子後援会	森永 靖子	会計責任者の氏名	久永 尚子	森永 愛香	令和 6 年 8 月 13 日
八板俊輔後援会	宮下 とみ子	主たる事務所の所在地	西之表市西町 24番地	西之表市西町 6990番地 1	令和 6 年 9 月 5 日

## 3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
井上順二後援会	始良郡湧水町川添1325-5	井上 順二	令和 5 年 12 月 31 日
政治結社北政総社	鹿児島市中山二丁目37-15ローズガーデン201号	戸川 正行	令和 6 年 9 月 20 日
鶴田志郎の会	肝属郡肝付町新富399-1	鶴田 志郎	令和 5 年 12 月 31 日
特別警察	霧島市隼人町真孝151-6	大崎 貴之	令和 6 年 9 月 10 日
持留忠義後援会	志布志市有明町野神4409-2	抜木 正人	令和 6 年 9 月 2 日

4 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
鶴田 志郎	鶴田志郎の会	令和 5 年 12 月 31 日